

平成29年第33回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成29年第33回岩手町農業委員会総会は、平成29年1月20日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- (2) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (3) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (4) 議案第4号 農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (5) 議案第5号 農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 2番 中村 重信
- 3番 國枝 金一
- 4番 細野 清悦
- 5番 井戸 ツヨミ
- 6番 黒澤 金一
- 7番 太布 光則
- 8番 田中 正志
- 9番 遠藤 美江子
- 11番 横澤 稔秋
- 12番 澤村 博美
- 13番 佐々木 夏子
- 14番 千葉 静子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- 18番 佐々木 由和(職務代理)
- (議長)19番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 10番 佐々木 金見
- 17番 遠藤 幸夫

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長 民部田 政彦

農地振興係主幹	滝川 勉
副主幹	府金 昌代
主任	畑中 功

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第33回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
本日の欠席通告者は、10番佐々木金見委員、17番遠藤幸夫委員の2名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。12番澤村博美委員、13番佐々木夏子委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります、議案5件の提出があります。
お諮りします。議案5件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案5件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 それでは、議案に入ります。議案第1号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

今年度の農地パトロールにより、農業委員会が、非農地判断が妥当とした農地所有者から提出された非農地証明願 143 筆、263,631 平方メートルの農地について、改めて非農地判断を総会に諮るものです。

加えて説明しますと、農林水産省の指導では、農業委員会が積極的に非農地判断を行ってもよいこととされていますが、農地所有者の意思確認を行うことと、地目変更登記まで行うことが重要であることから、農地所有者から非農地証明願いを提

出いただいたものについて、非農地の判断・証明をするものでございます。
以上議案第1号に係る説明を終わります。

議 長 ただいま第1号議案について、事務局より説明をいただきました。この件について、皆様の方から質疑を受けたいと思います。何かございましたらお願いいたします。

6番黒澤委員 やむを得ないと思います。

議 長 やむを得ないと言う声がありますが、皆様から他にありませんか。

4番細野委員 総面積はいくら位ありますか。

事 務 局 総面積は263,631平方メートルです。
非農地証明願いについてですが、五月雨式に提出があるため1月総会に間に合わないものがあり、2月の総会に同様に、このような案件が提出される予定です。

6番黒澤委員 6番黒澤です。これは所有者から回答をいただいたものですね。

事 務 局 そうです。

6番黒澤委員 回答のないもので、今後また出てくるという可能性があるわけですね。

事 務 局 あります。

6番黒澤委員 それからもう一つ。今日非農地としてやむを得ないと判断しても、後で借り手があり、復元できる場合は農地に戻すことは可能ですか。

事 務 局 戻すことは可能です。

議 長 あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての意見の決定について、原案のとおり可とする意見に、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。番号49番、50番とも贈与案件でございます。

番号49番は一方井第6地割地内の畑1筆、4,508平方メートルと田1筆、2,088平方メートルを、祖母から孫に贈与しようとするものです。

受付番号50番は一方井第8地割地内の畑1筆、1,287平方メートルを廃業のため贈与しようとするものです。以上議案第2号に係る事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を調査委員からお願いいたします。

3番國枝委員 現地調査の結果を3番國枝より報告いたします。本日午前9時から事務局2名と4番細野清悦委員、5番井戸ツヨミ委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号49番の贈与の件について報告いたします。農地の所在地区は今松地区で、今松堤からみて北東500mほど先と北東に1km先にある農地でした。現地を確認しましたところ、いずれも農地として適正に利用されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。続いて50番の報告をいたします。現地には同じメンバーで行って参りました。

農地の所在地区は今松地区で、●●から東へ100mほど先にある農地でした。現地を確認しましたところ、農地として適正に管理されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。

以上報告を終わります。

議 長 現地調査の報告が終わりましたので、皆様の方から質疑を受けたいと思います。何かございましたらお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明願いが提出されたので可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、ご説明いたします。議案書12ページをお開きください。

受付番号18番、本農地は平成元年より労力不足のため耕作されなくなった農地で既に山林化した農地でございます。

受付番号19番、本農地は昭和30年より労力不足のため耕作されなくなった農地で山林化した農地でございます。以上議案第3号に係る事務局説明を終わります。

議 長 続いて、現地調査の報告を調査委員からお願いいたします。

4番細野委員 現地調査をして参りましたので、4番細野より報告いたします。

本日午前9時から事務局2名と3番國枝委員、5番井戸委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号18番の件でございますが、地区は川口の橋場地区で、川口城跡付近でした。現地を確認しましたが、願い出の内容のとおり、農地でなくなってから相当の年数がたっており、農地に戻すには困難であると判断して参りました。受付番号19番でございますが、調査委員は先ほどのメンバーでございます。

地区は一方井の今松地区で、今松堤から南へ450mほど入ったところにありました。現地を確認しましたが、18番と同様、願い出の内容のとおり、農地として使用しなくなってから相当の年数がたって山林化している農地でございます。これにつきましても、元に戻すには困難なのではないかと判断しました。以上でございます。

議 長 ただいま現地調査の報告をいただきました。この件について皆様の方から質疑を受けたいと思います。何かございましたらお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号、農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議 長 続きますして、議案第4号、農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号、農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、ご説明いたします。

平成26年度において、岩手県農業公社による農地売買等事業を平成28年度に行うことを確認していた6筆の農地について、記載の金額で売買しようとするものです。以上議案第4号に係る事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただいま説明がありました件について、皆様の方から質疑がありましたら、受けたいと思います。

事 務 局 補足説明させていただきます。平成26年度に、平成28年度になったら売買します、という確認書を取り交わしておりまして、平成28年度になりましたので、今年度で買うというものになります。平成26年度から28年度までの使用料の対価を引いた金額で売買価格が決まるという制度でございます。

会 長 10アール当たりいくらくらいになりますか。

事 務 局 全部で150万円の買い入れ額になります。150万円なのですが、この利用権設定各筆明細に載っている金額が103万5千円と記載されているのは、今まで借地料として差額を支払っていたという形になっていたため、今支払う金額が103万5千円ということでございます。この制度の良いところは、公社から農地を譲り受ける、買う人が分割払的になるところが良いところのようです。最長3年までの契約ができるそうです。一回に150万円支払うのではなく、借地料として少しずつ公社に支払って残金を3年後に支払うという形になります。

15番幅委員 それでは売った、買ったの登記料などは、どちら側が費用を持つのですか。

事 務 局 公社が現金確認後手続きをします。

議 長 あと、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号、農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、岩手町農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、農業振興地域整備に関する法律施行規則第3条の2、第1項の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった岩手町農業振興地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号、農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、ご説明いたします。

議案書20ページに記載の申請者が、牛舎を建設するために農業振興地域の変更をしようとするものでございます。申請者のご自宅の向かいがその建設予定地になってございます。以上議案第5号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま第5号議案について説明をいただきました。皆様の方から質疑がありましたら、受けたいと思います。何かありましたらお願いいたします。

議 長 これは今年の事業ですか。

事 務 局 今年度の事業のようですが、来年度繰越になると思われます。

15番幅委員 これはクラスター事業ですか。

事 務 局 そうです。

15番幅委員 この場所の登記は終わったのですか。

事 務 局 今進めているところです。

議 長 あとありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第5号、農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第33回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時52分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

12番 印

13番 印